

「地籍調査促進検討小委員会」報告書の概要

1. 都市部における地籍整備の促進策

都市再生街区基本調査の成果を踏まえ、公図と現況のずれの程度により以下のとおり地域を分類し、それぞれの地域に応じた取組を検討する。

(1) 公図と現況が概ね一致する地域

都市再生街区基本調査の成果を用いて公図を補正したが、14条地図として登記所に備え付けられなかったものを14条地図とするための手法について検討する。

(2) 公図と現況が大きく異なる地域

公図の補正が極めて困難であるため、通常的地籍調査や法務省の登記所備付地図作成作業により対応する。

(3) 公図と現況が一定程度一致する地域

市区町による官民境界の調査を推進するとともに、地積測量図、立会済みの実測図などの民間測量データを活用することにより、効率的な地籍整備を目指す。

2. 山村部における地籍整備の促進策

(1) 境界確認の効率化に向けた調査手法の見直し

中間取りまとめの方向性を踏まえ、不在村の土地所有者の境界確認について、現地精通者の協力を得て筆界案の作成を行う手法を導入したところであるが、引き続き山村部における境界確認の効率的な手法について検討する。

(2) 包括外部委託の導入

中間取りまとめの提言を踏まえ、都市地域のみで認められていた包括外部委託を平成20年度から山村部にも導入した。

(3) 新技術の活用等による簡易な測量手法の導入

DGPSやデジタル方位距離計の活用等について検討する。

(4) 林野庁との連携

中間取りまとめの方向性が具体化され、都道府県の林政担当部局と地籍調査担当部局との間で境界に関する情報を提供する体制整備が進められているが、今後とも両者がより緊密な連携を図るよう努める。

3. 地籍整備全般の促進策

(1) 公共事業との連携

中間取りまとめの提言を踏まえ、平成20年度から公共事業連携調査事業が導入され、国が主体となる公共事業の実施予定地域において積極的な支援を行っているが、引き続き公共事業との連携を図っていくべきである。

(2) 新規着手市町村等への支援

中間取りまとめの提言を踏まえ、平成20年度から新たに土地家屋調査士等を地籍アドバイザーに登録したところであるが、今後とも新規着手市区町村等への支援を進めていくべきである。

(3) 一筆地調査の促進に向けた取組

筆界案送付制度の活用のために、筆界案の内容の充実を図るとともに、運用方法に関するマニュアルの整備を検討する。

(4) 民間測量成果の活用

19条5項指定制度の活用

都市再開発、民間の宅地開発などで作成された測量成果が19条5項指定を受けられるように、関係業界に対して制度の周知を図るなど、指定の申請について働きかけを行うべきである。

民間測量成果を活用した効率的な地籍調査

電力・ガス会社等が保有する測量成果を活用することにより地籍調査の効率化を図ることができないか検討する。

(5) 都市再生街区基本調査成果の民間利用の促進

都市再生街区基本調査の成果の有効活用について周知活動を強化するなど、民間業者の利用促進を図るべきである。

(6) 法務省との連携

法務局との連携

地籍調査の実施や未着手市町村への働きかけについて、法務局との連携を図る。

筆界特定制度の利用

地籍図の完成度を高めるため、筆界特定制度の利用を進める。

登記所備付地図作成作業との連携

市区町が官民境界の整備を行い、法務局が登記所備付地図作成作業で民境界を整備するなど、両者が連携して地籍整備を行う方法を検討する。

(7) 広報の充実

地籍調査の内容や進捗状況について、よりわかりやすい形で国民に示す方策を検討する。

(注1) 14条地図：各土地の区画及び地番を明確にした精度の高い図面であり、不動産登記法第14条第1項に基づき登記所に備え付けられているもの

(注2) 19条5項指定制度：国土調査法第19条第5項に基づき、地籍調査以外の事業で作成された地図及び簿冊について、地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定する制度